

介護老人保健施設 かまくら 利用料金表

短時間デイケア・予防デイケアサービス

3級地 地域単価10.83

★要介護1～5

単位：円 令和3年4月より

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	摘要
サービス費 (1日あたり)	1割	406	467	529	589	651	居宅サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション等、その他必要なサービスを提供
	2割	812	933	1,057	1,178	1,302	
	3割	1,218	1,400	1,586	1,767	1,952	
食費	1日	700 (昼食)					おやつは昼食代に含む。
1日あたりの 基本料金	1割	1,106	1,167	1,229	1,289	1,351	
	2割	1,512	1,633	1,757	1,878	2,002	
	3割	1,918	2,100	2,286	2,467	2,652	

★要支援1・2

単位：円 令和3年4月より

要介護度		要支援1		要支援2	摘要
サービス費 (1月あたり)	1割	2,223		4,331	居宅サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション等、その他必要なサービスを提供
	2割	4,447		8,662	
	3割	6,670		12,993	
食費	1日	700 (昼食)			おやつは昼食代に含む。
1月あたりの 基本料金 (週2回利用した場合)	1割	7,823		9,931	
	2割	10,047		14,262	
	3割	12,270		18,593	

★その他 加算料金（デイケア）

単位：円 令和3年4月より

負担割合		1割	2割	3割	
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	1月	606	1,213	1,819	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、P TOT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ (6か月経過以降)	1月	260	520	780	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、P TOT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	1月	642	1,284	1,927	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、P TOT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行い、又厚生労働省(LIFE)に情報提出した場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ (6か月経過以降)	1月	296	591	887	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、P TOT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行い、又厚生労働省(LIFE)に情報提出した場合
短期集中個別リハビリテーション実施 加算	1日	119	238	357	医療機関退院、又は介護保険施設から退所した日から3月以内に リハ ビリテーションを集中して行った場合
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	1回(6月 に1回を 限度)	22	43	65	利用開始時及び利用中6月ごとに、口腔の健康状態・栄養状態について確認 を行い、各情報を介護支援専門員に提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算(II)	1回(6月 に1回を 限度)	5	11	16	利用開始時及び利用中6月ごとに、口腔の健康状態・栄養状態のどちらかに ついて確認を行い、各情報を介護支援専門員に提供している場合
口腔機能向上加算(I)	1回(月 2回を 限度)	162	325	487	口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行い、口腔機能低下の重症 化予防・維持・回復のため介護職員等が口腔スクリーニングを行った場合
口腔機能向上加算(II)	1回(月 2回を 限度)	173	346	520	口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行い、口腔機能低下の重症 化予防・維持・回復のため介護職員等が口腔スクリーニングを行い、又厚生 労働省(LIFE)に情報提出した場合
重度療養管理加算	1日	108	217	325	要介護3・4又は5の方であって、厚労省の定める状態にある方に対し処置を 行った場合
中重度者ケア体制加算	1日	22	43	65	要介護3・4又は5の方の割合が通所の100/30以上の場合(前年度)
科学的介護推進体制加算	1月	43	87	130	ADL等の必要な情報を厚生労働省(LIFE)に提出した場合
送迎減算	片道	-51	-102	-153	施設送迎を行わなかった場合
移行支援加算	1日	13	26	39	ADLが向上し、社会参加を維持できる等の質の高い通所リハビリを提供した 場合(前年度)
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日	19	39	58	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月	ご利用単位により異なります			厚労省の示す基準を満たしている場合
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月	ご利用単位により異なります			厚労省の示す基準を満たしている場合
レクリエーション(創作)費	1回	実費(内容により異なります)			特定のレクリエーションに事前に申し込みされた場合
当日キャンセル料(昼食代)	1回	700			利用予定の当日に利用をキャンセルされた場合

★その他 加算料金（予防デイケア）

単位：円 令和3年4月より

負担割合		1割	2割	3割	
運動器機能向上加算	1月	244	487	731	運動器機能向上計画を立ててリハビリを行った場合
事業所評価加算	1月	130	260	390	厚労省の示す基準を満たしている場合
科学的介護推進体制加算	1月	43	87	130	ADL等の必要な情報を厚生労働省(LIFE)に提出した場合
予防通所リハビリの長期利用減算(要支援1)	1月	-22	-43	-65	予防通所リハビリが利用開始から12月以上経過している場合
予防通所リハビリの長期利用減算(要支援2)	1月	-43	-87	-130	予防通所リハビリが利用開始から12月以上経過している場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ(要支援1)	1月	78	156	234	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援2)	1月	156	312	468	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月	ご利用単位により異なります			厚労省の示す基準を満たしている場合
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月	ご利用単位により異なります			厚労省の示す基準を満たしている場合
レクリエーション(創作)費	1回	実費(内容により異なります)			特定のレクリエーションに事前に申し込みされた場合
当日キャンセル料(昼食代)	1回	700			利用予定の当日に利用をキャンセルされた場合

※上記の加算は消費税の課税対象ではありません。

※上記の加算は端数処理の為、実際の合計額と誤差が生じることがあります。